

福島県建築関係工事特記仕様書【R6年10月版】

I 工事概要

1 工事名称
2 工事場所
3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

Table with 2 columns: 受電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 中央監視制御設備

5 機械設備工事概要

Table with 2 columns: 空気調和方式, 主要熱源機器, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 給水設備, 排水設備, 消火設備, ガス設備

II 工事仕様

- 1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。
※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「建築工事標準仕様書」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築木造工事標準仕様書」(令和4年版)
※「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版)
なお、公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編)
2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、印、または無印とする。
3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。※印を適用しない場合は、に変更すること。
4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある(県: )と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、( )書きは「公共建築工事標準仕様書」、( )書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。
6 本特記仕様書を選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

Table with 2 columns: 項目, 特記事項

Table with 2 columns: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000

章	項目	特記事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16																																																																																									
1	<p>工事項目 (機械設備工事) ○印を付したものは、印を付したものを除外</p> <table border="1"> <tr> <th>工事項目</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <td>1 空気調和設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 換気設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 排煙設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 自動制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 衛生器具設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 給水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 排水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 給湯設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 ガス設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 厨房機器設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 雨水利用設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 浄化槽設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 昇降機設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 撤去工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。</p>	工事項目	1	2	3	4	屋外	1 空気調和設備						2 換気設備						3 排煙設備						4 自動制御設備						5 衛生器具設備						6 給水設備						7 排水設備						8 給湯設備						9 消火設備						10 ガス設備						11 厨房機器設備						12 雨水利用設備						13 浄化槽設備						14 昇降機設備						15 撤去工事						16						<p>17 インサート</p> <p>18 コンクリート貫通 ・はつり・穿孔</p> <p>19 電動機及び制御盤</p> <p>20 絶縁継手</p> <p>21 配管接続部の非破壊検査</p>	<p>床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。</p> <p>(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判明できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に調査設備を停止し不測の事態を想定した上での施工とし、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。</p> <p>(1) 電動機の電源周波数は50Hzとする。 (2) 制御盤の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。 ・ 受注製作品(県仕様品) ・ 既製品 (3) ヒューズ(温度ヒューズも含む)及び表示灯は個別毎に予備品を納入する。 (4) 水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm2以上とし、中間接続はしないこと。</p> <p>図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 [標準図-施工3]</p> <p>・ 浸透探傷検査(PT)又は磁粉探傷検査(MT) ・ 放射線透過検査(RT)</p>	<p>5</p> <p>1 中央監視制御</p> <p>2 計装用配線</p> <p>3 屋内キャビネット</p> <p>6</p> <p>1 一般事項</p> <p>2 小機器用防水装置</p> <p>3 大便器</p> <p>4 大便器便座</p> <p>5 水栓</p> <p>6 自動水栓</p> <p>7 換気装置</p> <p>7</p> <p>1 量水器</p> <p>2 量水器料</p> <p>3 弁類</p> <p>4 引込納付金等</p> <p>5 緊急遮断弁</p> <p>6 試験</p> <p>8</p> <p>1 放流納付金等</p> <p>2 洗面器等の排水管</p> <p>3 漏水試験継手</p> <p>4 試験</p> <p>5 屋外排水用ふた</p> <p>9</p> <p>1 弁類</p> <p>2 保温</p> <p>3 その他</p> <p>10</p> <p>1 屋内消火栓箱</p> <p>2 屋外消火栓箱</p> <p>3 保温</p> <p>11</p> <p>1 熱源機器の熱源</p> <p>2 厨房機器類</p> <p>3 転倒防止</p> <p>12</p> <p>1 充てん容器</p> <p>2 集合装置</p> <p>3 転倒防止等</p> <p>4 ガスメーター</p> <p>5 引込負担金等</p> <p>13</p> <p>1 処理能力</p> <p>2 型式</p> <p>3 放流水質性能</p> <p>4 水質表の提出 (BOD、SS)</p> <p>5 施工標</p> <p>共通事項</p>	<p>・ 有 ( ・ 本工事 ・ 別途電気設備工事 ) ・ 無</p> <p>屋外・屋内露出の電線は、図面に特記が無ければ金属管配線とする。 天井内露出の配線は、図面に特記が無ければケーブル配線とする。 ・ 鋼板 (厚1.6mm以上) ・ ステンレス鋼板 (厚1.2mm以上)</p> <p>機器及び仕様は機器表による 衛生器具の色は監督員の指示による</p> <p>個別感知フラッシュ方式 ( ・ 小機器一体型 ・ 小機器分離型 ( ・ 埋込み ・ 露出 ) )</p> <p>・ 節水Ⅱ形 ・ 節水Ⅰ形 ・ 一般形</p> <p>・ 普通便座 ・ 暖房便座 暖房便座を設置する場合、付加機能は次の通りとする。 ・ 温水洗浄機能 (水道直結給水方式とする) ・ 加熱方式 ( ・ 貯湯式 ・ 瞬間式 ) ) ・ 暖風乾燥機能 ・ 脱臭機能 ・ 換気機能</p> <p>・ 一般水栓 ※ 節水型水栓</p> <p>(1) 機器表による (2) 自動水栓の電源供給方法 ( ※ AC100V ・ 電池式 ・ 発電式 )</p> <p>(1) 機器表による (2) 換気装置の電源供給方法 ( ※ AC100V ・ 電池式 )</p> <p>(1) 観メーター ( ・ 貸与品 ・ 買い取り ) ( ※ 直読式 ・ バルブ式 ) (2) 子メーター ( ・ 貸与品 ・ 買い取り ) ( ※ 直読式 ・ バルブ式 )</p> <p>(1) 観メーター用 ( ・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図 ) (2) 子メーター用 ( ・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図 )</p> <p>(1) 水道直結部分JIS又はJV10Kとする。 (2) その他の部分JIS又はJV5Kとする。 ただし、特記部分はJIS又はJV10Kとする。</p> <p>・ 要 ( 別途支出 ) ・ 不要</p> <p>・ 有 ( ・ 機械式 ・ 電気式 ) ・ 無</p> <p>中水を利用する場合の通水試験は、雑用水系統に着色水を使用して試験後がないを確認すること</p> <p>・ 要 ( ・ 本工事 ・ 別途工事 ) ・ 不要</p> <p>洗面器等に直結する排水管の寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする</p> <p>3階以上にわたる排水立管には、各階ごとに漏水試験継手を取付ける</p> <p>排水管は、漏水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に通水試験を行うこと</p> <p>・ 屋外プラスチック樹用 果 章 : ※ 無し ・ 入り 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による) 塩びふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し ( 備 ) 閉閉具納品: ・ 1個 ・ ( 個 )</p> <p>・ 屋外プラスチック樹用 果 章 : ※ 無し ・ 入り 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による) 鋼製防護ふた 耐 荷 重 : ※ 図示による 構 造 : ※ 縦溝ロックス、横溝縦式、横式は、図示による。 閉閉具納品: ・ 1個 ・ ( 個 )</p> <p>・ コンクリート樹用鋼製 果 章 : ※ 無し ・ 入り 特殊文字: ※ 無し ・ 有り(図示による) ふた おすい、雨水等の標準文字: ※ 入り ・ 無し ( 備 ) 閉閉具納品: ※ 無し ・ 有り(仕様、構造等は図示による) ・ 1組 ・ 2組 ・ ( 組 )</p> <p>・ 化粧蓋 閉閉具納品: ・ 1組 ・ ( 組 )</p> <p>給水設備の当該事項による。</p> <p>保温の種類は、標準仕様書による。</p> <p>貯湯式給湯器のオーバーフローはステンレス管にて最寄りの流しに接続排水すること</p> <p>屋内消火栓箱の仕様は以下による ・ HB-1A ・ HB-1B ・ HB-1AT ・ HB-1BT ・ HB-2A ・ HB-2B ・ HB-4A ・ HB-4B</p> <p>・ 鋼板(1.6mm) ・ ステンレス鋼板(1.6mm)</p> <p>屋外消火栓箱の仕様は以下による ・ HB-20 ・ HB-21</p> <p>保温が必要な場合は図示による。</p> <p>・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 電気</p> <p>仕様性能等は図示によることとし、機器の寸法は概略寸法とする。</p> <p>熱源機器、高さ1.0mを超える厨房機器は、床または壁に固定する。 厨房機器据付け要領は標準図による。 [標準図-施工75]</p> <p>・ 別途工事 ( ・ 50kg× 本 ・ kg× 本 ) ・ 本工事 ( ・ 50kg× 本 ・ kg× 本 )</p> <p>_____ 本立て [標準図-施工73]</p> <p>( ・ (a) ・ (b) ) による。また、容器用固定具は鋼製、溶融亜鉛メッキ仕上げとし、鋼製はステンレス製とする</p> <p>(1) 観メーター ( ・ 貸与品 ・ 買い取り ) ( ※ 直読式 ・ バルブ式 ) (2) 子メーター ( ・ 貸与品 ・ 買い取り ) ( ※ 直読式 ・ バルブ式 )</p> <p>・ 要 ( 別途支出 ) ・ 不要</p> <p>処理対象人員 人 処理水量 m<sup>3</sup>/日 流入BOD mg/L</p> <p>・ ユニット形 ・ 現場施工形</p> <p>BOD mg/L以下 除去率 %以上</p> <p>完成引渡しの6ヶ月後に放流水質性能等を記入した水質表を提出すること</p> <p>処理能力、放流水質、処理方式、施工年月日等を記入したSUS製又は鋼板製のものを設ける</p> <p>※ 受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、電気工事が本工事・別途工事にかかわらず、設置する機器類に対して電源(電圧、電流、閉閉器容量等)や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電気工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。 (設計書等における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。)</p> <p>※ 管保護設備がある建築物の屋上等に換気扇を設置する場合は、管保護領域内に納まらぬことを確認すること。また、管保護設備がない建築物でも屋上等に換気扇を設置することにより、管保護設備が必要になる場合があるため、確認すること。確認の結果、管保護領域内に納まらぬ場合や新たに管保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。</p>
		工事項目	1	2	3	4	屋外																																																																																																				
1 空気調和設備																																																																																																											
2 換気設備																																																																																																											
3 排煙設備																																																																																																											
4 自動制御設備																																																																																																											
5 衛生器具設備																																																																																																											
6 給水設備																																																																																																											
7 排水設備																																																																																																											
8 給湯設備																																																																																																											
9 消火設備																																																																																																											
10 ガス設備																																																																																																											
11 厨房機器設備																																																																																																											
12 雨水利用設備																																																																																																											
13 浄化槽設備																																																																																																											
14 昇降機設備																																																																																																											
15 撤去工事																																																																																																											
16																																																																																																											
2	<p>1 設計温湿度</p> <p>2 冷暖房の能力</p> <p>3 ばい煙濃度計</p> <p>4 煙道</p> <p>5 ダクト工法</p> <p>6 長方形ダクト工法</p> <p>7 風量測定口</p> <p>8 チャンパー等</p> <p>9 防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー</p> <p>10 弁類</p> <p>11 防振継手</p> <p>12 フレキシブルジョイント</p> <p>13 伸縮管継手</p> <p>14 温度計</p> <p>15 圧力計</p> <p>16 瞬間流量計及び測定タッピング (32mmピッチ管 流量計用)</p> <p>17 油面制御装置</p> <p>18 消音内貼り</p> <p>19 ファンコイルユニット</p> <p>20 保温</p> <p>21 予備品</p>	<p>空気調和設備</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気条件</th> <th colspan="6">室内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB) °C</th> <th>湿度 (RH) %</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ型空気調和機の温湿度条件はJIS条件による</p> <p>・ 設ける (電源は、付属制御盤の2次側より取り出すものとし、配管配線とも本工事に含む) ・ 設けない (第3編 1.1.3)</p> <p>・ 鋼板厚さは煙道幅300φ以下は3.2mm、300φを超えるものは4.5mmとする。 (第3編 1.1.2)</p> <p>・ 図示による</p> <p>低圧ダクトとする。(高圧1及び高圧2の部位は図示による。) (第3編 2.2.1)</p> <p>・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法(共板フランジ又はスライドオンフランジ)</p> <p>取付け箇所は図示による。取付け面は監督員の指示による。 (第3編 2.2.5.5)</p> <p>(1) 外壁に面するガラリに直接取り付けのチャンパー及びフロッパーには、排水管を設け、最寄り排水すること (第3編 1.14.6)</p> <p>(2) シーリング/ダクト/フロッパー形状出口には、下記の接続チャンパーを設けること (a) ネット径がφ200以下のもの 400×400×250H (b) ネット径がφ200を超えるもの 500×500×300H (3) プリズマイン形状出口には、下記の接続チャンパーを設けること (a) シングル形 200×(L+100)×300H (b) ダブル形 250×(L+100)×300H</p> <p>標準仕様書によるほか、下記による (第3編 1.15.7~1.15.9)</p> <p>(1) 復旧方式 遮断式(電動式(定格入力 DC24V 0.7A以下)) (2) 復旧動作 順送り</p> <p>・ JIS又はJV5K ・ JIS又はJV10K ・ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ・ 3山樹形製ベローズ形 (第2編 2.2.8)</p> <p>・ 合成ゴム製 ・ ステンレス製ベローズ形 (第2編 2.2.9)</p> <p>・ 合成ゴム製円筒形 ・ ステンレス製ベローズ形 ・ 合成ゴム製ベローズ形 (第2編 2.2.7)</p> <p>・ ベローズ形 ・ スリーブ形 (第2編 2.2.2)</p> <p>取付部は下記による 温度計は円形指示計 (パイメタル式 φ100)とする (第3編 1.14.14)</p> <p>・ 熱源機器の冷温水管 (送り、返り)及び冷却水管 (送り、返り) ・ ボイラーの進水管 (送り) ・ 空気調和機の冷温水管 (送り、返り)及び三方弁設置後の冷温水管 (送り、返り) ・ 熱交換器の風水管 (送り、返り) ・ 冷温水ヘッダー (送り)及び冷温水ヘッダーの各返り管 ・ 空気調和機 (パッケージ形を含む)のサブライチャンパー、レンジダクト、外気取入ダクト及びレンジチャンパー</p> <p>取付部は下記による (第2編 2.3.1)</p> <p>・ 熱源機器の冷温水管 (送り、返り)及び冷却水管 (送り、返り) ・ 空気調和機の冷温水管 (送り、返り) ・ 熱交換器の風水管 (送り、返り) ・ 冷温水ヘッダー (送り、返り)</p> <p>(1) 熱源機器の冷温水管 (送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (第2編 2.3.8) (2) 熱源機器の冷却水管 (送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (3) ボイラー又は熱交換器の風水管 (送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (4) 空気調和機の冷温水管 (送り又は返り) ・ 瞬間流量計 ・ タッピング (5) 冷温水ヘッダーの各返り管 ・ 瞬間流量計 ・ タッピング</p> <p>制御盤には下記配の端子を設けること。なお、フロントスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 (第2編 2.3.5)</p> <p>・ 給油ポンプ制御 ・ 潤滑油警報 ・ 遮断警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報 ・ 潤滑油警報 ・ 潤滑油警報 ・ 遮断警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報</p> <p>(1) 施工する場所は、図示したダクト及びチャンパー類とする (2) 内貼りチャンパー類の寸法表示は、外寸法とする</p> <p>吹出口 ・ ユニバーサル形 調整弁 ・ 流量調整弁 ・ 定流量弁 (第3編 1.7.4)</p> <p>(1) 機器の保温種別 ※ 図示による ・ (2) ダクトの保温種別 ※ 図示による ・</p> <p>・ ファンコイルユニットの付属品 : ・ フィルターは各型番台数の1/2以上 ・ 設置台数の100% ・ 自動巻取りエアフィルター用フィルター : ・ 各1巻 ・ 設置台数の100% ・ 折込形エアフィルター、プレフィルター (アルミ枠付) : ・ 各サイズ毎の1/2以上 ・ 設置台数の100%</p>		外気条件		室内 (調整目標値)						温度 (DB) °C	湿度 (RH) %	夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	<p>3</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排気フード</p> <p>3 ダクトの保温</p> <p>4 他の設備項目の適用</p> <p>4</p> <p>1 ダクト</p> <p>2 排煙口の形式</p> <p>3 排煙口開放装置</p> <p>4 排煙風量測定</p>	<p>(1) 低圧ダクト ・ コーナーボルト ( ・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ ) 工法 (第3編 2.2.1)</p> <p>(2) 高圧ダクト ・ スパイラルダクト ・ 塩化ビニル管 (第3編 1.14.8)</p> <p>排気フードの補強、支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は下記による ・ ステンレス鋼板(補強材) ・ フード面には、上記フードと同材質とする フードの内側周囲のどいには、黄銅製コック又はプラグを取り付けること</p> <p>・ 有 ( 保温の種類 : ※ 図示による ) ・ 無 (第2編 3.1.4)</p> <p>下記のものは、空気調和設備の当該項目に適用する (1) 風量測定口 (2) チャンパー等 (3) 防煙ダンパー (4) 消音内貼り (5) ダクトの吊り及び支持</p> <p>・ 亜鉛鉄板 ・ 普通鋼板 (厚 1.6mm以上) (第3編 2.2.4)</p> <p>・ スリット形 ・ バネ形</p> <p>・ ワイヤー式 ・ 電気式 (遠隔操作機能 ・ 要 ・ 不要 ) (第3編 1.15.5)</p> <p>建築設備定期検査業務標準書(一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる</p>																																																																										
	外気条件			室内 (調整目標値)																																																																																																							
	温度 (DB) °C	湿度 (RH) %	温度 (DB) °C	湿度 (RH) %	温度 (DB) °C	湿度 (RH) %	温度 (DB) °C	湿度 (RH) %																																																																																																			
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																			
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																			



現場環境改善(快適トイレの設置)	17	<p>1 内容</p> <p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式(洋風)便座                  (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む)                  (3) 臭い逆流防止機能                  (4) 容易に開かない旋錠機能                  (5) 照明設備                  (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示                  (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫                  (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)                  (10) 鏡と手洗器                  (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)                  (13) 撫首装置(機能を含む)                  (14) 着替え台                  (15) 臭気対策機能の多量化                  (16) 室内温度の調整が可能な設備                  (17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>2 設置に要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	20	<p>(1) 工期・工程等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>熱中症対策</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>茂庭、斐川、福島、鷺倉、二本松</td> </tr> <tr> <td>東中</td> <td>船引、郡山、湯本、小野新町、石川</td> </tr> <tr> <td>東南</td> <td>白河、東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山、若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原、喜多方、西会津、猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見、南郷、田島、松枝峠</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬、飯館、浪江、川内、広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田、小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	東北	茂庭、斐川、福島、鷺倉、二本松	東中	船引、郡山、湯本、小野新町、石川	東南	白河、東白川	会津若松	金山、若松	喜多方	松原、喜多方、西会津、猪苗代	南会津	只見、南郷、田島、松枝峠	相双	相馬、飯館、浪江、川内、広野	いわき	山田、小名浜
	建設事務所管内	観測地点																				
東北	茂庭、斐川、福島、鷺倉、二本松																					
東中	船引、郡山、湯本、小野新町、石川																					
東南	白河、東白川																					
会津若松	金山、若松																					
喜多方	松原、喜多方、西会津、猪苗代																					
南会津	只見、南郷、田島、松枝峠																					
相双	相馬、飯館、浪江、川内、広野																					
いわき	山田、小名浜																					
18	<p>1 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																					
19	<p>1 内容</p> <p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																					

 <b>福島県建築関係工事特記仕様書</b>	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1	建築士事務所名	工事名称		
	設計年: 令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称	機械設備工事特記仕様書(3)

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考									
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後													
・1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MPa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。									
・2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分										
・3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分										
・4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分										
・5 さや管ヘッダー配管	○	○		○	水圧試験	<table border="1"> <tr> <td>管種</td> <td>初圧</td> <td>60分後</td> </tr> <tr> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>0.75MPa</td> <td>0.45MPa以上</td> </tr> <tr> <td>ポリブテン管</td> <td>0.75MPa</td> <td>0.55MPa以上</td> </tr> </table> [注] 継手部分の漏水の有無を目視確認する。	管種	初圧	60分後	架橋ポリエチレン管	0.75MPa	0.45MPa以上	ポリブテン管	0.75MPa	0.55MPa以上	60分	60分後に規定の圧力以下の場合には再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。
管種	初圧	60分後															
架橋ポリエチレン管	0.75MPa	0.45MPa以上															
ポリブテン管	0.75MPa	0.55MPa以上															
・6 排水管(屋外埋設管以外)		○	○	○	満水試験 煙試験	刺激性の濃煙 250Pa	30分 15分										
	排水管(屋外埋設管)			○	満水試験		30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。									
・7 排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分										
・8 各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分										
・9 各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MPaのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等									
・10 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分										
・11 粉末消火配管				○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分										
・12 冷温水管、冷却水管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MPa)	30分										
・13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MPa)	30分										
・14 油 管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分										
・15 冷媒配管		○		○	気密試験(空気又は不燃性ガス)	<table border="1"> <tr> <td>冷媒ガスの種類</td> <td>気密試験圧力</td> </tr> <tr> <td>R22</td> <td rowspan="4">工事監理指針による</td> </tr> <tr> <td>R134a</td> </tr> <tr> <td>R407C</td> </tr> <tr> <td>R410A</td> </tr> </table> [注] (1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MPa以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	冷媒ガスの種類	気密試験圧力	R22	工事監理指針による	R134a	R407C	R410A		外部に発泡液を塗布して漏れない事。その後24時間放置して漏れない事。		
	冷媒ガスの種類	気密試験圧力															
R22	工事監理指針による																
R134a																	
R407C																	
R410A																	
・16 住宅用暖房配管				○	水圧試験	住戸内 0.15MPa (ただし、温水コンセント接続後は0.1MPa) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	30分	周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。									
・17 通水試験				○	通水試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm 検出されるまで消毒を行う。</li> <li>排水設備～衛生器具等取付後、行う。～空調用ドレン管にも適用する。</li> <li>通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。</li> <li>給湯設備～給水設備に準ずる。</li> </ul>											
・18 水質試験				○	簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例									
・19 ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押し込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4MPa)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空調設備各種ポンプ									
・20 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。											
・21 水槽類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間										

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・22 鋼製ボイラー					据付完了後	水圧試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力が0.42MPa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MPa)</li> <li>最高使用圧力が0.42MPaを超え1.5MPa以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力</li> <li>最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)</li> </ul>
・23 鋳鉄製ボイラー					据付完了後	水圧試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気ボイラーは、0.2MPa</li> <li>温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MPa)</li> <li>セクションは、最高使用圧力が0.2MPa以下のボイラーは0.4MPa、最高使用圧力が0.2MPaを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍</li> </ul>
・24 真空式温水発生機					○	気密試験		窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下
・25 無圧式温水発生機					○	満水試験	30分	
・26 鋳鉄製温水発生機					○	水圧試験	10分	セクションの試験圧は0.6MPa
・27 温水発生機に組込む熱交換器					○	水圧試験		最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)
・28 冷凍機					○	水圧試験		設計圧力の1.5倍
・29 遠心冷凍機					○	気密試験		真空95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下
・30 吸収冷凍機直置き吸収冷水機小形直置き吸収冷水機ユニット					○	気密試験		窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下
・31 空調機の冷水、温水及び蒸気コイル					○	気密及び耐圧試験	10分	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MPa
・32 ファンコンベクターコンベクターベースボードヒーターパネルラジエーター					○	気密及び耐圧試験		空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MPa)
・33 貯湯タンク熱交換器ヘッダー					据付完了後	水圧試験		最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ $P_a$ : 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 $P$ : 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 $\sigma_n$ : 試験時の温度における材料の許容引張応力 $\sigma_a$ : 使用温度における材料の許容引張応力
・34 密閉形隔膜式膨張タンク					据付完了後	水圧又は気密試験		使用圧力の1.3倍以上
・35 地下オイルタンク					据付完了後	水圧試験	10分	70kPa以上

2. 浄化槽設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 槽類					工事完了後	満水試験	24時間	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。
・2 汚水管及び汚泥管	○		○			満水試験	30分	
・3 ポンプ吐出管			○	○		水圧試験	60分	最小圧力0.75MPa
・4 消泡管	○		○	○		通水試験		
・5 空 気 管	○	○	○	○		気密試験	60分	最高使用圧力の1.1倍

3. ガス設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスメーター取付後、管内空気を排出して行う。		供給会社規程 ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56MPa、低圧側8.4kPa以上10.0kPa以下  気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。	供給管等の内容積	
							10L以下	5分
							10L～50L	10分
							50L超過	24分

※水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。  
 ※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」による。